



# 山形県公報

平成20年3月21日(金)

号 外(5)

## 目 次

### 条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	(議 会)	... 7
山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...同
山形県公益認定等審議会条例.....	(総 務 課)	...11
山形県情報公開条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...同
山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...12
山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	(人 事 課)	...14
山形県部設置条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...46
山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...同
公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...47
知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...同
山形県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財 政 課)	...48
議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例.....	(管 財 課)	...49
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....	(市 町 村 課)	...50
山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例.....	(生活安全調整課)	...51
山形県社会貢献活動促進基金条例.....	(県民文化課)	...53
山形県県民会館条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...同
山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例.....	(健康福祉企画課)	...56
山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...57
山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例.....	(長寿社会課)	...58
山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...同
山形県子ども館条例の一部を改正する条例.....	(児童家庭課)	...59
山形県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例.....	(障がい福祉課)	...60
山形県牧野条例を廃止する条例.....	(エコ農業推進課)	...61
山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...62
山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例.....	(農村計画課)	...同
山形県空港管理条例の一部を改正する条例.....	(交通政策課)	...同
山形県特定優良賃貸住宅条例を廃止する条例.....	(建築住宅課)	...同
山形県県営住宅条例の一部を改正する条例.....	( 同 )	...63
山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例.....	(教 育 庁)	...同
診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例.....	(病院事業局)	...64

---

## 本号で公布された条例のあらまし

---

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（県条例第3号）（議会）

- 1 総務委員会は、政策推進部の分掌に属する事項を所管することとした。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（県条例第4号）（議会）

- 1 政務調査費の交付の対象に議員を加えることとした。（第2条関係）
- 2 会派に交付する政務調査費の額は、1月当たり3万円に会派の所属議員数を乗じて得た額とすることとした。（第3条第1項関係）
- 3 議員に交付する政務調査費の額は、1月当たり28万円とすることとした。（第3条の2第1項関係）
- 4 四半期中途において、会派が解散したとき又は議会の解散に伴い消滅したときは、当該会派の代表者であった者は、当該四半期分として交付された政務調査費のうち、これらの事由の生じた日の属する月の翌月以降の分を速やかに返還しなければならないこととした。（第8条第2項関係）
- 5 四半期中途において、議員が辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者は、当該四半期分として交付された政務調査費のうち、これらの事由が生じた日の属する月の翌月以降の分を速やかに返還しなければならないこととした。（第8条第3項関係）
- 6 政務調査費の使途に事務所費を加えることとした。（改正後の第9条第7号関係）
- 7 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならないこととした。（改正後の第10条第5項関係）
- 8 議長は、政務調査費の収支報告書に係る調査の結果必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができることとした。（第11条関係）
- 9 何人も、収支報告書の閲覧を請求できることとするとともに、閲覧の請求があったときは、議長は、当該請求に係る収支報告書について、山形県議会情報公開条例に規定する不開示情報を除き、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から閲覧に供することとした。（第14条第1項～第3項関係）
- 10 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県公益認定等審議会条例（県条例第5号）（総務課）

- 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関として、山形県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。（第1条関係）
- 2 審議会は、委員5人以内で組織することとした。（第2条関係）
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命することとし、その任期は3年とすることとした。（第3条第1項及び第2項関係）

山形県情報公開条例の一部を改正する条例（県条例第6号）（総務課）

- 1 実施機関に県が設立団体である地方独立行政法人を加えることとした。（第2条第1号関係）
- 2 県が設立団体である地方独立行政法人から開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたものは、実費の範囲内において当該地方独立行政法人が定める開示費用を負担しなければならないこととした。（第10条の2第1項及び第2項関係）
- 3 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

## 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (県条例第7号) (総務課)

- 1 実施機関に県が設立団体である地方独立行政法人を加えることとした。(第2条第2号関係)
- 2 県が設立団体である地方独立行政法人から開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたものは、実費の範囲内において当該地方独立行政法人が定める開示費用を負担しなければならないこととした。(第16条の2第1項及び第2項関係)
- 3 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

## 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第8号) (人事課)

- 1 平成19年10月4日付け山形県人事委員会の勧告にかんがみ、若年層の職員等の給料月額の設定を行うこととした。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

## 山形県部設置条例の一部を改正する条例 (県条例第9号) (人事課)

- 1 政策推進部を設置することとし、県行政の総合的な企画及び調整に関する事項、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項、地域振興に関する事項、情報化の推進に関する事項並びに統計に関する事項を分掌させることとした。(改正後の第2条第2号関係)
- 2 県土利用に関する事項を土木部の分掌事務とすることとした。(改正後の第2条第7号関係)
- 3 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

## 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第10号) (人事課)

- 1 次に掲げる事務は、それぞれに掲げる市町が処理することとした。(第2条第1項の表第3項、第5項、第14項、第15項、第17項及び第34項関係)
  - (1) 地方自治法の規定に基づく新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理等 鶴岡市及び遊佐町
  - (2) 児童福祉法の規定に基づく報告の徴収等 川西町
  - (3) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の所有権の移転等の許可等 米沢市、鶴岡市、上山市、天童市、南陽市、西川町、川西町、白鷹町、飯豊町及び庄内町
  - (4) 農地法の規定に基づく小作地の指定等 鶴岡市、南陽市及び川西町(一部の事務にあっては、南陽市及び川西町を除く。)
  - (5) 土地区画整理法の規定に基づく事業報告書等の受理 米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市
  - (6) 特定非営利活動促進法の規定に基づく特定非営利活動法人の設立の認証等 河北町及び庄内町
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

## 公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第11号) (人事課)

- 1 職員等を派遣することができる団体に一般地方独立行政法人等を加えることとした。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

## 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第12号) (人事課)

- 1 知事、副知事、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)に係るものに限り、その者に係る山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例別表第2に規定する給料月額から、知事にあっては当該額に100分の22、副知事にあっては当該額に100分の12.5、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員にあっては当該額に100分の5.25をそれぞれ乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とすることとした。(第1条関係)
- 2 教育長の給料の額は、特例期間に係るものに限り、山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第1項に規定する給料月額から当該額に100分の5.25を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。(第2条関係)

- 3 山形県職員等の給与に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の管理職手当の額は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に係るものに限り、同条例第10条第1項の規定により算出した額から当該額に100分の18を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。（第3条関係）
- 4 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。  
山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第13号）（財政課）
  - 1 薬事法の規定に基づく医薬品の販売又は授与に必要な資質の確認のための試験の実施等の事務につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第215号の2～第215号の5関係）
  - 2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第231号、第232号及び第302号関係）
    - (1) 介護サービス情報の公表等手数料及び介護サービス情報の調査手数料
    - (2) 家畜人工授精講習手数料
  - 3 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。  
議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（管財課）
    - 1 無償又は時価より低い価額で貸し付けることができる行政財産の範囲を拡大するとともに、無償又は時価より低い価額で行政財産である土地に地役権を設定できることとした。
    - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。  
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（市町村課）
      - 1 本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大することとした。（改正後の第2条及び別表第1関係）
      - 2 知事以外の県の執行機関に本人確認情報を提供することができることとした。（改正後の第3条、第4条及び別表第2関係）
      - 3 この条例は、平成20年7月1日から施行することとした。  
山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例（県条例第16号）（生活安全調整課）
        - 1 この条例は、飲酒運転を撲滅するため、県民の意識の高揚を図り、県、県民及び事業者が一体となった取組を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
        - 2 県は、飲酒運転を撲滅するための施策を総合的かつ体系的に推進する責務を有することとした。（第3条関係）
        - 3 公職にある者及びこれに準ずる者は、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むこととした。（第4条関係）
        - 4 県民、事業者及び行政の役割について定めることとした。（第5条～第7条関係）
        - 5 県は、飲酒運転の撲滅のための情報を積極的に提供するとともに、県民及び事業者が自覚を持って飲酒運転の撲滅に取り組めるよう、飲酒運転の撲滅のための普及啓発活動その他必要な措置を講ずることとした。（第8条関係）
        - 6 特定の事業者の努力義務について定めることとした。（第9条関係）
        - 7 県は、飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講ずることとした。（第10条関係）
        - 8 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に応じるなど適切に対応するとともに、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等に対して援助を行う団体の活動が促進されるよう、情報の提供等に十分配慮することとした。（第11条関係）  
山形県社会貢献活動促進基金条例（県条例第17号）（県民文化課）
          - 1 特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援、これらの団体を社会全体で支える気運の醸成その他の社会貢献活動の促進に関する施策を実施するため、山形県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
          - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）



及び生徒がみんなにやさしいまちづくりについて理解を深め、及び思いやりのある心をはぐくむよう、教育の充実に努めることとした。(第7条第2項関係)

4 信号機その他の公共の用に供する工作物のうち規則で定めるものを所有し、又は管理する者は、当該工作物について、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるよう整備に努めることとした。(第22条の2関係)

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第14条第3項に規定する条例で定める特定建築物は、小学校、中学校及び高等学校とすることとした。(第23条の2関係)

6 法第14条第3項に規定する条例で定める特別特定建築物(一定のものに限る。)の建築の規模は、床面積の合計1,000平方メートルとすることとした。(第23条の3関係)

7 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、5及び6の改正は、平成21年1月1日から施行することとした。

山形県牧野条例を廃止する条例(県条例第25号)(工コ農業推進課)

1 山形県立蔵王西部牧場を廃止することとした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(県条例第26号)(工コ農業推進課)

1 家畜保健衛生所の手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(県条例第27号)(農村計画課)

1 分担金徴収の対象となる県営土地改良事業を追加することとした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例(県条例第28号)(交通政策課)

1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成21年3月31日まで延長することとした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県特定優良賃貸住宅条例を廃止する条例(県条例第29号)(建築住宅課)

1 山形県特定優良賃貸住宅を廃止することとした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例(県条例第30号)(建築住宅課)

1 県営住宅の入居者の資格に暴力団員でないことを加えることとした。(第5条第4号関係)

2 入居者は、周辺の生活環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならないこととした。(第19条の2関係)

3 入居者又は同居人が暴力団員であることが判明したときは、入居者に対して明渡しを請求することができることとした。(改正後の第24条第1項第6号関係)

4 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(県条例第31号)(教育庁)

1 学校職員の定数を変更することとした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例(県条例第32号)(病院事業局)

1 診療報酬の算定方法の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

---

## 条 例

---

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県条例第3号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務部」を「総務部、政策推進部」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県条例第4号

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第12項及び第13項」を「第100条第13項及び第14項」に改める。

第2条中「に対し」を「及び議員に対し」に改める。

第3条の見出しを「（会派に対する政務調査費）」に改め、同条第1項中「31万円」を「3万円」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「第1項の政務調査費」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（議員に対する政務調査費）

第3条の2 議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1月当たり28万円とし、当該政務調査費は、月の初日に在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付するものとする。

2 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた月に係る前項の政務調査費の額の計算については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

第5条を次のように改める。

（知事への通知）

第5条 議長は、会派結成届出をした会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、当該届出に係る事項及び当該議員の氏名を、毎年度4月5日までに知事に通知するものとする。

2 議長は、年度の中途において、前条第1項から第3項までの規定による届出があったとき、又は政務調査費の交付を受ける議員の異動が生じたときは、当該届出に係る事項及び当該異動の内容を速やかに知事に通知するものとする。

第6条中「会派」を「会派及び議員」に改める。

第7条第1項中「会派」を「会派及び議員」に改め、同条第5項中「認められる」を「認められる異動が生じた」に改め、同条第6項中「会派」を「会派及び議員」に改める。

第8条第1項中「会派」を「会派及び議員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 四半期の中途において、会派が解散したとき又は議会の解散に伴い消滅したときは、当該会派の代表者であった者は、当該四半期に当該会派に交付された政務調査費のうち、これらの事由の

生じた日の属する月の翌月（同日が月の初日であるときは、同日の属する月）以降の分を速やかに返還しなければならない。

第8条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「交付する」を「会派に対し交付する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「交付する」を「会派に対し交付する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 四半期中途において、議員が辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者（当該議員が死亡した場合には、その相続人。以下同じ。）は、当該四半期に当該議員に交付された政務調査費のうち、これらの事由の生じた日の属する月の翌月（同日が月の初日であるときは、同日の属する月）以降の分を速やかに返還しなければならない。

第9条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 事務所費

第9条第3項を削る。

第10条第1項中「第100条第13項」を「第100条第14項」に、「報告書」を「報告書（以下「収支報告書」という。）」に改め、同条第2項中「会派」を「会派及び議員」に改め、同条第4項中「前2項の規定により収支報告書」を「収支報告書（前項の添付書類を含む。以下同じ。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、政務調査費の交付を受けた議員が、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者は、議員でなくなった日の属する年度における政務調査費に係る収支報告書を、同日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

5 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（当該書類の取得が困難な場合、当該書類による当該支出の証明が困難な場合等は、議長が定める様式による書面）を添付しなければならない。

第11条中「とする」を「とし、その結果必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる」に改める。

第12条第1項中「会派は」を「会派及び議員（議員であった者を含む。以下同じ。）は」に改め、「当該会派が」を削り、同条第2項中「会派」を「会派及び議員」に改める。

第13条第1項中「第10条第2項及び第3項の規定により提出された」を削り、同条第2項中「及び」を「又は」に、「者は」を「者及び議員は」に改め、「第10条第2項又は第3項の規定によりこれらに係る」を削る。

第14条第1項中「次の各号のいずれかに該当するものは」を「何人も」に、「収支報告書」を「規定により保存されている収支報告書」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「30日」を「60日」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る収支報告書について、山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号）第6条第1項各号に規定する不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

別記様式を次のように改める。



別記様式

## 年度政務調査費収支報告書

年 月 日

山形県議会議長 殿

会派名及び代表者氏名  
又は議員氏名

印

## 1 収支の状況

(単位:円)

項 目		金 額
収入	政務調査費( )	
支出	調査研究費	
	研 修 費	
	会 議 費	
	資料作成費	
	資料購入費	
	広 報 費	
	事 務 所 費	
	事 務 費	
	人 件 費	
	支出合計( )	
残 余( - )		

## 2 事業実施内容

支 出 科 目	事業実施内容
調査研究費	

研修費	
会議費	
広報費	

## 3 事業の成果等

事業項目（目的）	事業の成果等

## 附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

---

山形県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第5号

## 山形県公益認定等審議会条例

## (設置)

第1条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項に規定する合議制の機関として、山形県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 審議会は、委員5人以内で組織する。

## (委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることを妨げない。

## (委員長)

第4条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項の会議の議長となる。

- 3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、規則で定めるところにより処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

## 山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第6号

## 山形県情報公開条例の一部を改正する条例

山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び病院事業管理者」を「、病院事業管理者及び県が設立団体である地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2号中「副知事」を「副知事及び県が設立団体である地方独立行政法人の役員」に改める。

第6条第1項中「の各号」を削り、同項第2号口中「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、同項第5号中「県の」を「県又は県が設立団体である地方独立行政法人の」に改め、同項第6号中「県」を「県又は県が設立団体である地方独立行政法人」に改め、同項第7号中「他」を「県以外」に、「以下」を「当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下」に改める。

第10条の次に次の2条を加える。

(県が設立団体である地方独立行政法人の公文書の開示費用)

第10条の2 県が設立団体である地方独立行政法人から開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたものは、当該開示に要する費用(以下「開示費用」という。)を負担しなければならない。

2 開示費用の額は、実費の範囲内において、前条第1項の手数料の額を参酌して、当該地方独立行政法人が定める。

3 県が設立団体である地方独立行政法人は、開示費用の額を定めたときは、これを公表しなければならない。

(県が設立団体である地方独立行政法人に対する異議申立て)

第10条の3 県が設立団体である地方独立行政法人がした開示等決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第11条中「(昭和37年法律第160号)」及び「の各号」を削る。

第17条第1項中「法人の」を「法人(県が設立団体である地方独立行政法人を除く。)」の」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(県が設立団体である地方独立行政法人に関する経過措置)

2 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした決定その他の行為のうち当該地方独立行政法人の成立の際現にその効力を有するもので、同日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした決定その他の行為とみなす。

3 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の際現にこの条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立の日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

## 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第7号

## 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第21条の2」に改める。

第1条中「県の機関」を「実施機関」に改める。

第2条第2号中「及び病院事業管理者」を「、病院事業管理者及び県が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））」に改め、同条第3号中「副知事」を「副知事及び県が設立団体である地方独立行政法人の役員」に改める。

第4条第4項第1号中「職員（）」を「職員並びに県が設立団体である地方独立行政法人の役員及び職員（）」に改める。

第5条第2項第8号中「他」を「県以外」に、「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下」を「県が設立団体である地方独立行政法人を除く。第37条において」に改める。

第12条第1項第6号及び第7号中「県」を「県又は県が設立団体である地方独立行政法人」に改め、同項第8号中「他」を「県以外」に、「以下」を「当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下この号において」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（県が設立団体である地方独立行政法人が保有する個人情報の開示費用）

第16条の2 県が設立団体である地方独立行政法人から開示決定を受けた者は、当該開示に要する費用（以下「開示費用」という。）を負担しなければならない。

2 開示費用の額は、実費の範囲内において、前条第1項の手数料の額を参酌して、当該地方独立行政法人が定める。

3 県が設立団体である地方独立行政法人は、開示費用の額を定めたときは、これを公表しなければならない。

第2章第3節中第22条の前に次の1条を加える。

（県が設立団体である地方独立行政法人に対する異議申立て）

第21条の2 県が設立団体である地方独立行政法人がした開示等決定若しくは第19条及び前条において準用する第13条第1項の規定による決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第22条中「前条」を「第21条」に改め、「（昭和37年法律第160号）」及び「の各号」を削る。

第36条第1項中「法人の」を「法人（県が設立団体である地方独立行政法人を除く。）の」に改める。

第37条中「国等」を「国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（県が設立団体である地方独立行政法人に関する経過措置）

5 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした決定その他の行為のうち当該地方独立行政法人の成立の際現にその効力を有するもので、同日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした決定その他の行為とみなす。

6 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の際現にこの条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立の日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第8号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

円	円	円	円	円	円
134,000	183,800	221,100	135,600	185,800	222,900
135,100	185,600	223,000	136,700	187,600	224,800
136,200	187,400	224,900	137,900	189,400	226,700
137,300	189,200	226,800	139,000	191,200	228,500
138,400	190,800	228,600	140,100	192,800	230,200
139,500	192,600	230,600	141,200	194,600	232,100
140,600	194,400	232,600	142,300	196,400	234,000
141,700	196,200	234,600	143,400	198,200	235,800
142,800	198,000	236,600	144,500	200,000	237,700
144,100	199,800	238,600	145,900	201,800	239,600
145,400	201,600	240,600	147,200	203,600	241,500
146,700	203,400	242,600	148,500	205,400	243,400
148,000	205,000	244,600	149,800	207,000	245,300
149,500	206,900	246,600	151,300	208,900	247,200
151,000	208,800	248,600	152,800	210,800	249,000
152,500	210,700	250,600	154,400	212,700	250,800
153,800	212,600	252,600	155,700	214,600	252,600
155,300	214,600	254,600	157,200	216,500	254,600
156,800	216,600	256,600	158,700	218,400	256,600
158,300	218,600	258,600	160,200	220,300	258,600
159,700	220,400	260,500	161,600	222,000	260,500
162,300	222,400	262,400	164,300	223,900	262,400
164,900	224,400	264,300	166,900	225,800	264,300
167,500	226,400	266,200	169,500	227,700	266,200
170,200	228,300	268,200	172,200	229,500	268,200
171,900	230,200	270,100	173,900	231,300	270,100
173,600	232,100	272,000	175,600	233,100	272,000
175,300	234,000	273,900	177,300	234,900	273,900
176,800	235,700	275,800	178,800	236,500	275,800
178,600	237,300	277,700	180,600	238,000	277,700
180,400	238,900	279,600	182,400	239,500	279,600
182,200	240,500	281,500	184,200	241,000	281,500
183,800	242,100	283,200	185,800	242,500	283,200
185,300	243,700	285,100	187,300	244,000	285,100
186,800	245,300	287,000	188,800	245,500	287,000
188,300	246,900	288,900	190,300	247,100	288,900
189,600	248,400	290,600	191,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400	192,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200	194,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000	195,500	253,200	296,000
194,900	254,600	297,900	196,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600	198,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300	199,500	257,400	301,300

	198,800	258,800	303,000		200,800	258,800	303,000	
	200,000	260,100	304,700		202,000	260,100	304,700	
	201,300	261,500	306,400		203,300	261,500	306,400	
	202,600	262,900	308,100		204,600	262,900	308,100	
	203,900	264,300	309,800		205,900	264,300	309,800	
	205,100	265,600	311,300		207,100	265,600	311,300	
	206,300	266,900	312,900		208,200	266,900	312,900	
	207,500	268,200	314,500		209,300	268,200	314,500	
	208,700	269,500	316,100		210,400	269,500	316,100	
	210,000	270,600	317,800		211,600	270,600	317,800	
	211,100	271,900	319,400		212,600	271,900	319,400	
	212,200	273,200	321,000		213,600	273,200	321,000	
	213,300	274,500	322,600		214,600	274,500	322,600	
	214,400	275,700	324,100		215,600	275,700	324,100	
	215,500	276,800	325,300		216,600	276,800	325,300	
	216,600	277,900	326,500		217,600	277,900	326,500	
	217,700	279,000	327,700		218,600	279,000	327,700	
	218,800	280,200	328,800		219,600	280,200	328,800	
	219,900	281,200	329,800		220,600	281,200	329,800	
別表第1中	221,000	282,200	330,800	を	221,600	282,200	330,800	に改
	222,100	283,200	331,800		222,600	283,200	331,800	
	223,000	284,200	332,700		223,400	284,200	332,700	
	224,100	285,100	333,500		224,400	285,100	333,500	
	225,200	286,000	334,300		225,400	286,000	334,300	
	226,300	286,900	335,100		226,500	286,900	335,100	
	227,300	287,900	336,000		227,300	287,900	336,000	
	228,100	288,700	336,700		228,100	288,700	336,700	
	228,900	289,500	337,400		228,900	289,500	337,400	
	229,700	290,300	338,100		229,700	290,300	338,100	
	230,500	291,100	338,600		230,500	291,100	338,600	
	231,200	291,600	339,200		231,200	291,600	339,200	
	231,900	292,100	339,800		231,900	292,100	339,800	
	232,600	292,600	340,400		232,600	292,600	340,400	
	233,400	293,000	340,800		233,400	293,000	340,800	
	234,200	293,400	341,300		234,200	293,400	341,300	
	235,000	293,800	341,800		235,000	293,800	341,800	
	235,800	294,200	342,300		235,800	294,200	342,300	
	236,500	294,500	342,800		236,500	294,500	342,800	
	237,200	294,900	343,300		237,200	294,900	343,300	
	237,900	295,300	343,800		237,900	295,300	343,800	
	238,600	295,700	344,300		238,600	295,700	344,300	
	239,400	296,000	344,800		239,400	296,000	344,800	
	240,100	296,400	345,300		240,100	296,400	345,300	
	240,800	296,800	345,800		240,800	296,800	345,800	
	241,500	297,200	346,300		241,500	297,200	346,300	
	242,300	297,500	346,700		242,300	297,500	346,700	
	242,800	297,900	347,200		242,800	297,900	347,200	
	243,300	298,300	347,700		243,300	298,300	347,700	
	243,800	298,700	348,200		243,800	298,700	348,200	
	244,100	298,900	348,500		244,100	298,900	348,500	
		299,300	349,000			299,300	349,000	
		299,700	349,500			299,700	349,500	
		300,100	350,000			300,100	350,000	
		300,300	350,300			300,300	350,300	
		300,700	350,800			300,700	350,800	
		301,100	351,300			301,100	351,300	

301,500	351,800	301,500	351,800
301,700	352,100	301,700	352,100
302,100	352,500	302,100	352,500
302,500	352,900	302,500	352,900
302,900	353,300	302,900	353,300
303,100	353,800	303,100	353,800
303,500	354,200	303,500	354,200
303,900	354,600	303,900	354,600
304,300	355,000	304,300	355,000
304,500	355,500	304,500	355,500
304,900	355,900	304,900	355,900
305,300	356,300	305,300	356,300
305,700	356,700	305,700	356,700
305,900	357,200	305,900	357,200
306,300		306,300	
306,700		306,700	
307,100		307,100	
307,300		307,300	
307,600		307,600	
307,900		307,900	
308,200		308,200	
308,600		308,600	
308,900		308,900	
309,200		309,200	
309,500		309,500	
309,900		309,900	

める。

円	円	円	円
156,200	171,500	197,900	238,100
157,900	173,300	199,900	239,900
159,600	175,100	201,900	241,700
161,300	176,900	203,900	243,500
162,800	178,700	205,900	245,400
164,600	181,000	207,900	247,300
166,400	183,300	209,900	249,200
168,200	185,600	211,900	251,100
169,900	187,800	214,000	252,800
171,600	190,300	215,800	254,700
173,300	192,800	217,600	256,600
175,000	195,300	219,400	258,500
176,800	197,700	221,300	260,300
178,900	199,500	223,200	262,000
181,000	201,300	225,100	263,700
183,100	203,100	227,000	265,400
185,300	205,000	228,700	267,000
187,700	206,900	230,500	269,000
190,100	208,800	232,300	271,000
192,500	210,700	234,100	273,000
195,000	212,400	235,900	274,900
196,800	214,200	237,400	277,000
198,600	216,000	238,900	279,100
200,400	217,800	240,400	281,200
202,300	219,500	241,900	283,100
204,100	221,200	243,600	285,300



205,900	222,900	245,300	287,500
207,700	224,600	247,000	289,700
209,600	226,200	248,500	292,000
211,400	228,000	250,100	294,000
213,200	229,800	251,700	296,000
215,000	231,600	253,300	298,000
216,700	233,200	254,800	299,900
218,400	234,800	256,400	301,800
220,100	236,400	258,000	303,700
221,800	238,000	259,600	305,600
223,400	239,500	261,100	307,600
225,200	241,100	262,700	309,500
227,000	242,700	264,300	311,400
228,800	244,300	265,900	313,300
230,400	245,900	267,400	315,200
231,900	247,500	269,200	317,100
233,400	249,100	271,000	319,000
234,900	250,700	272,800	320,900
236,400	252,200	274,500	322,800
237,800	253,800	276,200	324,700
239,200	255,400	277,900	326,600
240,600	257,000	279,600	328,500
241,800	258,500	281,400	330,300
243,400	260,100	283,100	332,000
245,000	261,700	284,800	333,700
246,600	263,300	286,500	335,400
248,100	264,700	288,200	337,100
249,700	266,500	290,000	338,900
251,300	268,300	291,800	340,700
252,900	270,100	293,600	342,500
254,400	271,700	295,200	344,100
255,800	273,400	297,000	345,800
257,200	275,100	298,800	347,500
258,600	276,800	300,600	349,200
260,000	278,400	302,200	350,900
261,500	280,000	304,000	352,600
263,000	281,600	305,800	354,300
264,500	283,200	307,600	356,000
266,100	284,800	309,200	357,700
267,500	286,300	310,900	359,300
268,900	287,800	312,600	360,900
270,300	289,300	314,300	362,500
271,500	290,900	315,900	364,000
272,900	292,500	317,400	365,500
274,300	294,100	318,900	367,000
275,700	295,700	320,400	368,500
277,200	297,100	321,700	370,000
278,600	298,600	323,400	371,500
280,000	300,100	325,100	373,000
281,400	301,600	326,800	374,500
282,600	302,900	328,600	375,900
283,800	304,400	330,300	377,100
285,000	305,900	332,000	378,300
286,200	307,400	333,700	379,500
287,500	308,900	335,400	380,800
288,800	310,300	337,100	382,000

別表第2中

を

290,100	311,700	338,800	383,200
291,400	313,100	340,500	384,400
292,800	314,500	342,200	385,700
294,000	316,000	343,800	386,300
295,200	317,500	345,400	386,900
296,400	319,000	347,000	387,500
297,600	320,500	348,500	388,200
298,800	322,000	350,000	388,800
300,000	323,500	351,500	389,400
301,200	325,000	353,000	390,000
302,200	326,300	354,500	390,500
303,500	327,700	356,000	391,100
304,800	329,100	357,500	391,700
306,100	330,500	359,000	392,300
307,200	332,000	360,400	392,800
308,400	333,400	361,600	393,400
309,600	334,800	362,800	394,000
310,800	336,200	364,000	394,600
312,000	337,700	365,300	395,100
313,100	339,000	366,500	395,700
314,200	340,300	367,700	396,300
315,300	341,600	368,900	396,900
316,300	342,800	370,200	397,400
317,000	343,900	370,800	397,900
317,700	345,000	371,400	398,400
318,400	346,100	372,000	398,900
319,100	347,300	372,700	399,300
319,800	348,300	373,300	399,800
320,500	349,300	373,900	400,300
321,200	350,300	374,500	400,800
322,000	351,400	375,000	401,200
322,800	352,400	375,600	401,700
323,600	353,400	376,200	402,200
324,400	354,400	376,800	402,700
325,000	355,500	377,300	403,100
325,800	356,100	377,900	403,600
326,600	356,700	378,500	404,100
327,400	357,300	379,100	404,600
328,100	357,800	379,500	405,000
328,600	358,300	380,100	405,500
329,100	358,800	380,700	406,000
329,600	359,300	381,300	406,500
329,900	359,800	381,800	406,900
	360,300	382,300	
	360,800	382,800	
	361,300	383,300	
	361,800	383,600	
	362,300	384,100	
	362,800	384,600	
	363,300	385,100	
	363,800	385,400	
	364,300	385,900	
	364,800	386,400	
	365,300	386,900	
	365,600	387,200	
	366,100	387,700	

	366,600	388,200	
	367,100	388,700	
	367,400	389,000	
	367,900		
	368,400		
	368,900		
	369,200		

円	円	円	円
158,100	173,600	200,200	240,100
159,800	175,400	202,200	241,900
161,500	177,200	204,200	243,700
163,200	179,000	206,200	245,500
164,700	180,900	208,200	247,400
166,600	183,200	210,200	249,300
168,400	185,500	212,200	251,200
170,300	187,800	214,200	253,100
172,000	190,000	216,300	254,800
173,700	192,600	218,100	256,700
175,400	195,100	219,900	258,600
177,100	197,600	221,700	260,400
179,000	200,000	223,600	262,100
181,100	201,800	225,500	263,700
183,200	203,600	227,400	265,300
185,300	205,400	229,300	266,800
187,500	207,300	231,000	268,300
189,900	209,200	232,800	270,200
192,300	211,100	234,600	272,100
194,700	213,000	236,400	274,000
197,200	214,700	238,200	275,700
199,000	216,500	239,700	277,600
200,800	218,300	241,200	279,500
202,600	220,100	242,700	281,400
204,500	221,800	244,200	283,100
206,300	223,500	245,800	285,300
208,100	225,200	247,400	287,500
209,900	226,900	249,000	289,700
211,800	228,500	250,400	292,000
213,600	230,300	251,800	294,000
215,400	232,100	253,300	296,000
217,200	233,900	254,800	298,000
218,900	235,500	256,200	299,900
220,600	237,100	257,700	301,800
222,300	238,700	259,200	303,700
224,000	240,300	260,700	305,600
225,600	241,800	262,100	307,600
227,400	243,300	263,600	309,500
229,200	244,800	265,100	311,400
231,000	246,300	266,600	313,300
232,600	247,800	268,000	315,200
234,100	249,200	269,700	317,100
235,600	250,700	271,400	319,000
237,100	252,200	273,000	320,900
238,600	253,600	274,500	322,800
239,900	255,100	276,200	324,700
241,200	256,600	277,900	326,600

242,500	258,100	279,600	328,500
243,600	259,500	281,400	330,300
245,000	261,000	283,100	332,000
246,500	262,500	284,800	333,700
248,000	264,000	286,500	335,400
249,400	265,300	288,200	337,100
250,900	267,000	290,000	338,900
252,400	268,700	291,800	340,700
253,900	270,300	293,600	342,500
255,300	271,700	295,200	344,100
256,600	273,400	297,000	345,800
257,900	275,100	298,800	347,500
259,200	276,800	300,600	349,200
260,500	278,400	302,200	350,900
261,900	280,000	304,000	352,600
263,300	281,600	305,800	354,300
264,700	283,200	307,600	356,000
266,100	284,800	309,200	357,700
267,500	286,300	310,900	359,300
268,900	287,800	312,600	360,900
270,300	289,300	314,300	362,500
271,500	290,900	315,900	364,000
272,900	292,500	317,400	365,500
274,300	294,100	318,900	367,000
275,700	295,700	320,400	368,500
277,200	297,100	321,700	370,000
278,600	298,600	323,400	371,500
280,000	300,100	325,100	373,000
281,400	301,600	326,800	374,500
282,600	302,900	328,600	375,900
283,800	304,400	330,300	377,100
285,000	305,900	332,000	378,300
286,200	307,400	333,700	379,500
287,500	308,900	335,400	380,800
288,800	310,300	337,100	382,000
290,100	311,700	338,800	383,200
291,400	313,100	340,500	384,400
292,800	314,500	342,200	385,700
294,000	316,000	343,800	386,300
295,200	317,500	345,400	386,900
296,400	319,000	347,000	387,500
297,600	320,500	348,500	388,200
298,800	322,000	350,000	388,800
300,000	323,500	351,500	389,400
301,200	325,000	353,000	390,000
302,200	326,300	354,500	390,500
303,500	327,700	356,000	391,100
304,800	329,100	357,500	391,700
306,100	330,500	359,000	392,300
307,200	332,000	360,400	392,800
308,400	333,400	361,600	393,400
309,600	334,800	362,800	394,000
310,800	336,200	364,000	394,600
312,000	337,700	365,300	395,100
313,100	339,000	366,500	395,700
314,200	340,300	367,700	396,300

に改める。

315,300	341,600	368,900	396,900
316,300	342,800	370,200	397,400
317,000	343,900	370,800	397,900
317,700	345,000	371,400	398,400
318,400	346,100	372,000	398,900
319,100	347,300	372,700	399,300
319,800	348,300	373,300	399,800
320,500	349,300	373,900	400,300
321,200	350,300	374,500	400,800
322,000	351,400	375,000	401,200
322,800	352,400	375,600	401,700
323,600	353,400	376,200	402,200
324,400	354,400	376,800	402,700
325,000	355,500	377,300	403,100
325,800	356,100	377,900	403,600
326,600	356,700	378,500	404,100
327,400	357,300	379,100	404,600
328,100	357,800	379,500	405,000
328,600	358,300	380,100	405,500
329,100	358,800	380,700	406,000
329,600	359,300	381,300	406,500
329,900	359,800	381,800	406,900
	360,300	382,300	
	360,800	382,800	
	361,300	383,300	
	361,800	383,600	
	362,300	384,100	
	362,800	384,600	
	363,300	385,100	
	363,800	385,400	
	364,300	385,900	
	364,800	386,400	
	365,300	386,900	
	365,600	387,200	
	366,100	387,700	
	366,600	388,200	
	367,100	388,700	
	367,400	389,000	
	367,900		
	368,400		
	368,900		
	369,200		

円	円	円
160,900	213,700	258,300
163,200	215,800	260,100
165,500	217,900	261,900
167,800	220,000	263,700
170,200	222,000	265,300
172,600	224,100	267,300
175,000	226,200	269,300
177,400	228,300	271,300
179,600	230,500	273,400
182,000	232,400	276,200
184,400	234,300	279,000
186,800	236,200	281,800

円	円	円
162,900	216,200	260,300
165,200	218,300	262,100
167,500	220,400	263,900
169,800	222,500	265,700
172,200	224,500	267,300
174,700	226,600	269,300
177,100	228,700	271,300
179,600	230,800	273,300
181,800	233,000	275,400
184,200	234,900	278,200
186,600	236,800	281,000
189,100	238,700	283,700

別表第3中

を

に改

189,300	238,100	284,700	191,600	240,600	286,500
191,900	240,000	287,600	194,200	242,500	289,300
194,500	241,900	290,500	196,900	244,400	292,100
197,100	243,800	293,400	199,500	246,300	294,800
199,500	245,700	296,200	201,900	248,200	297,400
202,200	247,600	298,900	204,600	250,100	300,000
204,900	249,500	301,600	207,300	252,000	302,600
207,600	251,400	304,300	210,000	253,900	305,200
210,100	253,100	306,900	212,600	255,600	307,700
211,700	254,800	308,800	214,200	257,300	309,400
213,300	256,500	310,700	215,800	259,000	311,100
214,900	258,200	312,600	217,400	260,700	312,800
216,400	260,000	314,400	218,900	262,500	314,400
217,900	261,900	316,300	220,400	264,300	316,300
219,400	263,800	318,200	221,900	266,100	318,200
220,900	265,700	320,100	223,400	267,900	320,100
222,500	267,600	321,800	225,000	269,600	321,800
223,600	269,400	323,600	226,100	271,300	323,600
224,700	271,200	325,400	227,200	273,000	325,400
225,800	273,000	327,200	228,300	274,700	327,200
227,000	274,800	328,800	229,500	276,300	328,800
227,900	276,600	330,400	230,400	278,000	330,400
228,800	278,400	332,000	231,300	279,700	332,000
229,700	280,200	333,600	232,200	281,400	333,600
230,600	281,800	335,300	233,100	282,900	335,300
231,500	283,300	336,900	234,000	284,300	336,900
232,400	284,800	338,500	234,900	285,700	338,500
233,300	286,300	340,100	235,800	287,100	340,100
234,300	287,800	341,600	236,800	288,500	341,600
235,200	289,200	343,100	237,700	289,800	343,100
236,100	290,600	344,600	238,600	291,000	344,600
237,000	292,000	346,100	239,500	292,200	346,100
237,900	293,500	347,700	240,400	293,500	347,700
238,900	294,900	349,100	241,300	294,900	349,100
239,900	296,300	350,500	242,200	296,300	350,500
240,900	297,700	351,900	243,100	297,700	351,900
241,700	299,200	353,200	243,700	299,200	353,200
242,500	300,300	354,700	244,400	300,300	354,700
243,300	301,400	356,200	245,100	301,400	356,200
244,100	302,500	357,700	245,800	302,500	357,700
244,900	303,700	359,100	246,400	303,700	359,100
245,700	304,800	360,500	247,100	304,800	360,500
246,500	305,900	361,900	247,800	305,900	361,900
247,300	307,000	363,300	248,500	307,000	363,300
248,100	308,200	364,500	249,200	308,200	364,500
248,900	309,300	365,800	249,900	309,300	365,800
249,700	310,400	367,100	250,600	310,400	367,100
250,500	311,500	368,400	251,300	311,500	368,400
251,300	312,400	369,600	252,000	312,400	369,600
252,100	313,200	370,200	252,700	313,200	370,200
252,900	314,000	370,800	253,300	314,000	370,800
253,700	314,800	371,400	253,900	314,800	371,400
254,400	315,400	371,800	254,400	315,400	371,800
254,900	316,100	372,300	254,900	316,100	372,300
255,400	316,800	372,800	255,400	316,800	372,800
255,900	317,500	373,300	255,900	317,500	373,300

256,200	318,300	373,900	256,200	318,300	373,900
		374,400			374,400
		374,900			374,900
		375,400			375,400
		376,000			376,000
		376,500			376,500
		377,000			377,000
		377,500			377,500
		378,100			378,100
		378,600			378,600
		379,100			379,100
		379,600			379,600
		380,200			380,200
		380,700			380,700
		381,200			381,200
		381,700			381,700
		382,300			382,300
		382,800			382,800
		383,300			383,300
		383,800			383,800
		384,400			384,400
		384,900			384,900
		385,400			385,400
		385,900			385,900
		386,500			386,500
		387,000			387,000
		387,500			387,500
		388,000			388,000
		388,600			388,600
		389,100			389,100
		389,600			389,600
		390,100			390,100
		390,700			390,700

める。

円	円	円	円
147,000	190,500	148,800	192,800
148,500	192,200	150,300	194,500
150,000	193,900	151,800	196,200
151,500	195,600	153,300	197,900
153,100	197,400	154,900	199,700
154,900	199,100	156,800	201,400
156,700	200,800	158,600	203,100
158,500	202,500	160,400	204,800
160,300	204,300	162,200	206,600
162,300	206,200	164,300	208,500
164,300	208,100	166,300	210,400
166,300	210,000	168,300	212,300
168,200	211,700	170,300	214,000
170,400	213,700	172,500	216,000
172,600	215,700	174,700	218,000
174,800	217,700	176,900	220,000
177,100	219,600	179,200	221,900
179,600	222,300	181,800	224,600
182,100	225,000	184,300	227,300

184,600	227,700	186,800	230,000
187,100	230,500	189,300	232,800
188,800	233,400	191,000	235,700
190,500	236,300	192,700	238,600
192,200	239,200	194,400	241,500
193,700	242,000	195,900	244,300
195,400	244,900	197,600	247,100
197,100	247,800	199,300	249,900
198,800	250,700	201,000	252,700
200,300	253,600	202,500	255,500
202,000	256,300	204,200	258,100
203,700	259,000	205,900	260,700
205,400	261,700	207,600	263,300
207,000	264,400	209,200	265,900
208,800	267,100	211,000	268,500
210,600	269,800	212,800	271,100
212,400	272,500	214,600	273,700
214,100	275,200	216,300	276,300
215,900	277,900	218,100	278,900
217,700	280,600	219,900	281,500
219,500	283,300	221,700	284,100
221,400	285,900	223,600	286,600
223,200	288,600	225,400	289,200
225,000	291,300	227,200	291,700
226,800	294,000	229,000	294,200
228,700	296,500	230,900	296,500
230,500	299,200	232,600	299,200
232,300	301,900	234,300	301,900
234,100	304,600	236,000	304,600
235,800	307,100	237,600	307,100
237,600	309,600	239,300	309,600
239,400	312,100	241,000	312,100
241,200	314,600	242,700	314,600
242,900	317,000	244,300	317,000
244,700	319,200	246,000	319,200
246,500	321,400	247,700	321,400
248,300	323,600	249,400	323,600
250,000	325,900	251,000	325,900
251,700	328,100	252,600	328,100
253,400	330,300	254,200	330,300
255,100	332,500	255,800	332,500
256,800	334,700	257,400	334,700
258,500	336,900	259,000	336,900
260,200	339,100	260,600	339,100
261,900	341,300	262,100	341,300
263,600	343,500	263,600	343,500
265,300	345,700	265,300	345,700
267,000	347,900	267,000	347,900
268,700	350,100	268,700	350,100
270,200	352,100	270,200	352,100
271,700	354,200	271,700	354,200
273,200	356,300	273,200	356,300
274,700	358,400	274,700	358,400
276,000	360,400	276,000	360,400
277,400	362,400	277,400	362,400
278,800	364,400	278,800	364,400



別表第4 教育職給料表(1)の項の表中

280,200	366,400	を	280,200	366,400
281,600	368,400		281,600	368,400
282,800	370,100		282,800	370,100
284,000	371,800		284,000	371,800
285,200	373,500		285,200	373,500
286,500	375,200		286,500	375,200
287,700	376,700		287,700	376,700
288,900	378,200		288,900	378,200
290,100	379,700		290,100	379,700
291,400	381,200		291,400	381,200
292,600	382,700		292,600	382,700
293,800	384,200		293,800	384,200
295,000	385,700		295,000	385,700
296,200	387,200		296,200	387,200
297,400	388,600		297,400	388,600
298,600	390,000		298,600	390,000
299,800	391,400		299,800	391,400
300,800	392,900		300,800	392,900
302,000	394,200		302,000	394,200
303,200	395,500		303,200	395,500
304,400	396,800		304,400	396,800
305,400	398,200		305,400	398,200
306,500	399,300		306,500	399,300
307,600	400,400		307,600	400,400
308,700	401,500		308,700	401,500
309,600	402,600		309,600	402,600
310,700	403,700		310,700	403,700
311,800	404,800		311,800	404,800
312,900	405,900		312,900	405,900
313,800	406,800		313,800	406,800
314,700	407,800		314,700	407,800
315,600	408,800		315,600	408,800
316,500	409,800		316,500	409,800
317,500	410,700		317,500	410,700
318,100	411,600		318,100	411,600
318,700	412,500		318,700	412,500
319,300	413,400		319,300	413,400
320,000	414,100		320,000	414,100
320,500	414,900		320,500	414,900
321,000	415,700		321,000	415,700
321,500	416,500		321,500	416,500
322,100	417,300		322,100	417,300
322,600	418,100		322,600	418,100
323,100	418,900		323,100	418,900
323,600	419,700		323,600	419,700
324,200	420,500		324,200	420,500
324,700	421,000		324,700	421,000
325,200	421,500		325,200	421,500
325,700	422,000		325,700	422,000
326,300	422,400		326,300	422,400
326,700	422,900		326,700	422,900
327,100	423,400		327,100	423,400
327,500	423,900		327,500	423,900
327,800	424,300		327,800	424,300
328,200	424,800		328,200	424,800
328,600	425,300		328,600	425,300

329,000	425,800	329,000	425,800
329,200	426,200	329,200	426,200
329,500	426,700	329,500	426,700
329,800	427,200	329,800	427,200
330,100	427,700	330,100	427,700
330,500	428,100	330,500	428,100
330,800		330,800	
331,100		331,100	
331,400		331,400	
331,700		331,700	
332,000		332,000	
332,300		332,300	
332,600		332,600	
332,900		332,900	
333,200		333,200	
333,500		333,500	
333,800		333,800	
334,000		334,000	
334,300		334,300	
334,600		334,600	
334,900		334,900	
335,100		335,100	

に改め、同別表教育職給料表(2)の項を次のように改める。

教育職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	347,600	448,100

	25	195,900	214,000	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	373,800	
	39	219,100	249,900	375,400	
	40	220,800	252,700	377,000	
	41	222,600	255,500	378,700	
	42	224,400	258,100	380,300	
	43	226,200	260,700	381,900	
	44	228,000	263,300	383,500	
	45	229,900	265,900	385,100	
	46	231,600	268,500	386,700	
	47	233,300	271,100	388,300	
	48	235,000	273,700	389,900	
	49	236,700	276,300	391,400	
	50	238,400	278,900	392,900	
	51	240,100	281,500	394,400	
	52	241,800	284,100	395,900	
	53	243,300	286,600	397,500	
	54	245,000	289,200	398,900	
	55	246,700	291,700	400,300	
	56	248,400	294,200	401,700	
	57	250,000	296,500	403,200	
	58	251,500	299,200	404,600	
	59	253,000	301,900	406,000	
	60	254,500	304,600	407,400	
	61	256,100	307,100	408,700	
	62	257,600	309,600	410,100	
再	63	259,100	312,100	411,500	
	64	260,500	314,600	412,900	
任	65	261,800	317,000	414,100	
	66	263,400	319,200	415,300	
用	67	265,000	321,400	416,500	
	68	266,600	323,600	417,700	
職	69	268,300	325,900	418,800	
	70	269,800	328,100	420,000	
員	71	271,300	330,300	421,200	
	72	272,800	332,500	422,400	
以	73	274,100	334,700	423,400	
	74	275,400	336,900	424,200	
	75	276,700	339,100	425,000	
	76	278,000	341,300	425,800	
外	77	279,400	343,300	426,700	
	78	280,600	345,200	427,500	
	79	281,800	347,100	428,300	
の	80	283,000	349,000	429,100	

職 員 等	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
	84	287,900	356,200	432,000
	85	289,000	357,900	432,700
	86	290,000	359,600	433,400
	87	291,000	361,300	434,100
	88	292,000	363,000	434,800
	89	293,100	364,700	435,500
	90	294,000	366,100	436,200
	91	294,900	367,500	436,900
	92	295,800	368,900	437,600
	93	296,500	370,400	438,100
	94	297,300	371,700	
	95	298,100	373,000	
	96	298,900	374,300	
	97	299,800	375,700	
	98	300,600	376,800	
	99	301,400	377,900	
	100	302,200	379,000	
	101	303,100	380,200	
	102	303,600	381,300	
	103	304,100	382,400	
	104	304,600	383,500	
	105	305,100	384,500	
	106	305,500	385,500	
	107	305,900	386,500	
	108	306,300	387,500	
	109	306,500	388,400	
	110	306,900	389,400	
	111	307,300	390,400	
	112	307,700	391,400	
	113	307,900	392,200	
	114	308,200	393,100	
	115	308,500	394,000	
	116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900		
118	309,400	396,700		
119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300		
121	310,200	399,100		
122	310,500	399,900		
123	310,800	400,700		
124	311,100	401,500		
125	311,300	402,200		
126		402,900		
127		403,600		
128		404,300		
129		405,100		
130		405,800		
131		406,500		
132		407,200		
133		407,700		
134		408,300		
135		408,900		
136		409,500		

	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

- 備考 (1) この表は、市町村立の小学校及び中学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。
- (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

円	円	円	円
202,200	263,500	204,600	265,400
204,400	266,600	206,800	268,500
206,600	269,700	209,000	271,600
208,800	272,800	211,200	274,700
210,900	275,900	213,300	277,800
213,100	278,800	215,500	280,600
215,300	281,700	217,700	283,400
217,500	284,600	219,900	286,100
219,800	287,600	222,200	288,900
222,200	290,600	224,600	291,800
224,600	293,600	227,000	294,700
227,000	296,600	229,400	297,600
229,300	299,600	231,700	300,400
231,700	302,400	234,100	303,000
234,100	305,200	236,500	305,600
236,500	308,000	238,900	308,200
238,700	310,700	241,100	310,700
241,800	313,500	244,200	313,500
244,900	316,300	247,300	316,300
248,000	319,100	250,400	319,100
251,100	321,700	253,500	321,700
254,200	324,500	256,600	324,500
257,300	327,300	259,700	327,300
260,400	330,100	262,800	330,100
263,400	332,700	265,800	332,700
266,500	335,200	268,800	335,200
269,600	337,700	271,800	337,700
272,700	340,200	274,800	340,200
275,800	342,600	277,800	342,600
278,600	344,800	280,500	344,800
281,400	347,000	283,200	347,000
284,200	349,200	285,900	349,200

別表第4教育職給料表(3)の項の表中

287,100	351,500	288,700	351,500
290,100	353,800	291,600	353,800
293,100	356,100	294,500	356,100
296,100	358,400	297,400	358,400
299,100	360,500	300,300	360,500
301,500	362,600	302,600	362,600
303,900	364,700	304,900	364,700
306,300	366,800	307,200	366,800
308,600	368,800	309,400	368,800
310,000	370,700	310,600	370,700
311,400	372,600	311,800	372,600
312,800	374,500	313,000	374,500
314,100	376,500	314,100	376,500
315,300	378,300	315,300	378,300
316,500	380,100	316,500	380,100
317,700	381,900	317,700	381,900
318,700	383,800	318,700	383,800
319,800	385,600	319,800	385,600
320,900	387,400	320,900	387,400
322,000	389,200	322,000	389,200
323,200	390,800	323,200	390,800
324,300	392,400	324,300	392,400
325,400	394,000	325,400	394,000
326,500	395,600	326,500	395,600
327,600	397,000	327,600	397,000
328,700	398,500	328,700	398,500
329,800	400,000	329,800	400,000
330,900	401,500	330,900	401,500
332,000	402,900	332,000	402,900
333,100	404,400	333,100	404,400
334,200	405,900	334,200	405,900
335,300	407,400	335,300	407,400
336,300	408,800	336,300	408,800
337,400	410,000	337,400	410,000
338,500	411,200	338,500	411,200
339,600	412,400	339,600	412,400
340,600	413,600	340,600	413,600
341,700	414,600	341,700	414,600
342,800	415,600	342,800	415,600
343,900	416,600	343,900	416,600
344,800	417,600	344,800	417,600
345,800	418,500	345,800	418,500
346,800	419,400	346,800	419,400
347,800	420,300	347,800	420,300
348,900	421,000	348,900	421,000
349,900	421,600	349,900	421,600
350,900	422,200	350,900	422,200
351,900	422,800	351,900	422,800
352,900	423,400	352,900	423,400
353,900	424,000	353,900	424,000
354,900	424,600	354,900	424,600
355,900	425,200	355,900	425,200
356,800	425,700	356,800	425,700
357,500	426,300	357,500	426,300
358,200	426,900	358,200	426,900
358,900	427,500	358,900	427,500

を

359,700	428,000	359,700	428,000
360,300	428,600	360,300	428,600
360,900	429,200	360,900	429,200
361,500	429,800	361,500	429,800
362,100	430,200	362,100	430,200
362,600	430,700	362,600	430,700
363,100	431,200	363,100	431,200
363,600	431,700	363,600	431,700
364,200	432,300	364,200	432,300
364,700	432,800	364,700	432,800
365,200	433,300	365,200	433,300
365,700	433,800	365,700	433,800
366,300	434,400	366,300	434,400
366,800	434,900	366,800	434,900
367,300	435,400	367,300	435,400
367,800	435,900	367,800	435,900
368,400	436,500	368,400	436,500
368,900		368,900	
369,400		369,400	
369,900		369,900	
370,500		370,500	
371,000		371,000	
371,500		371,500	
372,000		372,000	
372,600		372,600	
373,100		373,100	
373,600		373,600	
374,100		374,100	
374,600		374,600	
375,100		375,100	
375,600		375,600	
376,100		376,100	
376,600		376,600	
377,100		377,100	
377,600		377,600	
378,100		378,100	
378,600		378,600	
379,100		379,100	
379,600		379,600	
380,100		380,100	
380,600		380,600	

に改める。

円	円
134,100	183,000
135,200	185,400
136,300	187,800
137,400	190,200
138,500	192,700
139,800	195,000
141,100	197,300
142,400	199,600
143,500	201,700
145,100	204,000
146,700	206,300

円	円
135,700	185,100
136,800	187,500
138,000	189,900
139,100	192,300
140,200	194,800
141,500	197,100
142,800	199,400
144,100	201,700
145,200	203,800
146,900	206,100
148,500	208,400

148,300	208,600		150,100	210,700	
149,800	210,800		151,600	212,900	
151,700	213,200		153,500	215,300	
153,600	215,600		155,400	217,700	
155,500	218,000		157,400	220,100	
157,300	220,300		159,200	222,400	
159,400	223,200		161,300	225,300	
161,500	226,100		163,500	228,200	
163,600	229,000		165,600	231,100	
165,800	231,700		167,800	233,800	
168,100	234,500		170,200	236,600	
170,400	237,300		172,500	239,400	
172,700	240,100		174,800	242,200	
174,800	243,000		176,900	245,100	
176,900	245,800		179,000	247,800	
179,000	248,600		181,100	250,500	
181,100	251,400		183,200	253,200	
183,100	254,300		185,200	256,000	
184,900	256,800		187,000	258,400	
186,700	259,300		188,800	260,800	
188,500	261,800		190,600	263,200	
190,300	264,100		192,400	265,400	
192,200	266,700		194,300	267,900	
194,100	269,300		196,200	270,400	
196,000	271,900		198,100	272,900	
197,700	274,300		199,800	275,200	
199,600	276,300		201,700	277,100	
201,500	278,300		203,600	279,000	
203,400	280,300		205,500	280,900	
205,400	282,100		207,500	282,600	
207,300	283,500		209,400	283,900	
209,200	284,900		211,300	285,200	
211,100	286,300		213,200	286,500	
213,000	287,500		215,100	287,500	
215,000	288,800		217,100	288,800	
217,000	290,100		219,100	290,100	
219,000	291,400		221,100	291,400	
220,800	292,800		222,900	292,800	
222,900	294,100		224,900	294,100	
225,000	295,400		226,900	295,400	
227,100	296,700		228,900	296,700	
229,000	297,900		230,700	297,900	
231,100	299,200		232,700	299,200	
233,200	300,500		234,700	300,500	
235,300	301,800		236,700	301,800	
237,300	302,900		238,600	302,900	
238,900	304,100		240,100	304,100	
240,500	305,300		241,600	305,300	
242,100	306,500		243,100	306,500	
別表第5中	243,600	を	244,500	307,600	に改める。
	245,100		245,900	308,700	
	246,600		247,300	309,800	
	248,100		248,700	310,900	
	249,700		250,200	312,100	
	251,200		251,600	313,200	
	252,700		253,000	314,300	



254,200	315,400	254,400	315,400
255,700	316,600	255,700	316,600
257,200	317,700	257,200	317,700
258,700	318,800	258,700	318,800
260,200	319,900	260,200	319,900
261,600	321,000	261,600	321,000
263,000	322,100	263,000	322,100
264,400	323,200	264,400	323,200
265,800	324,300	265,800	324,300
267,000	325,400	267,000	325,400
268,300	326,400	268,300	326,400
269,600	327,400	269,600	327,400
270,900	328,400	270,900	328,400
272,300	329,500	272,300	329,500
273,600	330,300	273,600	330,300
274,900	331,100	274,900	331,100
276,200	331,900	276,200	331,900
277,400	332,800	277,400	332,800
278,700	333,400	278,700	333,400
280,000	334,000	280,000	334,000
281,300	334,600	281,300	334,600
282,400	335,000	282,400	335,000
283,600	335,600	283,600	335,600
284,800	336,200	284,800	336,200
286,000	336,800	286,000	336,800
287,100	337,200	287,100	337,200
288,100	337,700	288,100	337,700
289,100	338,200	289,100	338,200
290,100	338,700	290,100	338,700
290,900	339,300	290,900	339,300
291,800	339,800	291,800	339,800
292,700	340,300	292,700	340,300
293,600	340,800	293,600	340,800
294,500	341,400	294,500	341,400
295,200	341,900	295,200	341,900
295,900	342,400	295,900	342,400
296,600	342,900	296,600	342,900
297,400	343,500	297,400	343,500
297,900	344,000	297,900	344,000
298,400	344,500	298,400	344,500
298,900	345,000	298,900	345,000
299,400	345,600	299,400	345,600
299,800	346,100	299,800	346,100
300,200	346,600	300,200	346,600
300,600	347,100	300,600	347,100
301,000	347,700	301,000	347,700
301,400	348,200	301,400	348,200
301,800	348,700	301,800	348,700
302,200	349,200	302,200	349,200
302,600	349,800	302,600	349,800
303,000	350,300	303,000	350,300
303,400	350,800	303,400	350,800
303,800	351,300	303,800	351,300
304,100	351,900	304,100	351,900

別表第6 医療職給料表(1)の項の表中

円	円	円	円
235,200	322,200	237,700	323,400
237,700	325,300	240,200	326,500
240,200	328,400	242,700	329,600
242,700	331,500	245,200	332,700
245,100	334,400	247,600	335,600
248,900	337,800	251,400	338,900
252,700	341,200	255,200	342,200
256,500	344,600	259,000	345,500
260,100	347,800	262,600	348,600
264,100	351,200	266,600	351,800
268,100	354,600	270,600	355,000
272,100	358,000	274,600	358,200
276,000	361,300	278,500	361,300
280,000	365,000	282,500	365,000
284,000	368,700	286,500	368,700
288,000	372,400	290,500	372,400
291,800	376,000	294,300	376,000
295,500	378,800	297,900	378,800
299,200	381,600	301,500	381,600
302,900	384,400	305,100	384,400
306,700	387,300	308,800	387,300
310,600	389,900	312,600	389,900
314,500	392,500	316,300	392,500
318,400	395,100	320,000	395,100
322,100	397,500	323,600	397,500
325,100	399,800	326,500	399,800
328,100	402,100	329,300	402,100
331,100	404,400	332,100	404,400
334,200	406,800	335,000	406,800
336,800	408,900	337,400	408,900
339,400	411,000	339,800	411,000
342,000	413,100	342,200	413,100
344,600	415,300	344,600	415,300
347,100	417,300	347,100	417,300
349,600	419,300	349,600	419,300
352,100	421,300	352,100	421,300
354,500	423,400	354,500	423,400
356,900	425,400	356,900	425,400
359,300	427,400	359,300	427,400
361,700	429,400	361,700	429,400
364,000	431,500	364,000	431,500
365,500	433,300	365,500	433,300
367,000	435,100	367,000	435,100
368,500	436,900	368,500	436,900
370,100	438,800	370,100	438,800
371,600	440,600	371,600	440,600
373,100	442,400	373,100	442,400
374,600	444,200	374,600	444,200
375,900	446,100	375,900	446,100
376,900	447,900	376,900	447,900
377,900	449,700	377,900	449,700
378,900	451,500	378,900	451,500
380,000	453,400	380,000	453,400
380,900	454,600	380,900	454,600
381,800	455,800	381,800	455,800

を

382,700	457,000	382,700	457,000
383,700	458,200	383,700	458,200
384,600	459,200	384,600	459,200
385,500	460,200	385,500	460,200
386,400	461,200	386,400	461,200
387,300	462,100	387,300	462,100
387,800	462,800	387,800	462,800
388,300	463,500	388,300	463,500
388,800	464,200	388,800	464,200
389,100	464,900	389,100	464,900
	465,600		465,600
	466,300		466,300
	467,000		467,000
	467,500		467,500
	468,200		468,200
	468,900		468,900
	469,600		469,600
	470,100		470,100
	470,800		470,800
	471,500		471,500
	472,200		472,200
	472,700		472,700
	473,300		473,300
	473,900		473,900
	474,500		474,500
	475,100		475,100
	475,700		475,700
	476,300		476,300
	476,900		476,900
	477,400		477,400
	478,000		478,000
	478,600		478,600
	479,200		479,200
	479,700		479,700
	480,300		480,300
	480,900		480,900
	481,500		481,500
	482,000		482,000
	482,600		482,600
	483,200		483,200
	483,800		483,800
	484,300		484,300

円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100

157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000
195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600
227,400	276,400	317,000	341,300
228,300	277,500	317,800	342,000
229,200	278,600	318,600	342,700
230,100	279,700	319,400	343,400

に改め、同別表医療職給料表(2)の項の表中

を

230,800	280,800	320,300	344,100
231,500	281,900	321,100	344,700
232,200	283,000	321,900	345,300
232,900	284,100	322,700	345,900
233,700	285,200	323,500	346,400
234,500	286,000	324,100	347,000
235,300	286,800	324,700	347,600
236,100	287,600	325,300	348,200
236,700	288,400	326,000	348,700
237,300	289,000	326,500	349,200
237,900	289,600	327,000	349,700
238,500	290,200	327,500	350,200
239,000	290,900	328,100	350,600
239,400	291,400	328,600	351,000
239,800	291,900	329,100	351,400
240,200	292,400	329,600	351,800
240,700	292,800	330,200	352,300
	293,100	330,600	352,700
	293,400	331,000	353,100
	293,700	331,400	353,500
	294,100	331,900	354,000
	294,400	332,300	354,400
	294,700	332,700	354,800
	295,000	333,100	355,200
	295,400	333,600	355,700
	295,700	334,000	356,100
	296,000	334,400	356,500
	296,300	334,800	356,900
	296,700	335,000	357,400
	297,000	335,400	357,800
	297,300	335,800	358,200
	297,600	336,200	358,600
	298,000	336,400	359,100
	298,300	336,800	359,500
	298,600	337,200	359,900
	298,900	337,600	360,300
	299,200	337,800	360,800
		338,200	
		338,600	
		339,000	
		339,200	
		339,600	
		340,000	
		340,400	
		340,600	

円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100

152,600	190,900	226,800	254,700
154,300	192,600	228,600	256,300
156,000	194,300	230,400	257,800
157,800	196,000	232,100	259,300
159,300	197,600	233,900	260,800
161,200	199,200	235,500	262,700
163,200	200,800	237,100	264,600
165,100	202,400	238,700	266,500
167,000	204,000	240,300	268,200
168,900	205,700	241,900	270,100
170,800	207,400	243,500	272,000
172,700	209,100	245,100	273,900
174,600	210,600	246,700	275,700
176,100	212,200	248,300	277,600
177,600	213,800	249,800	279,500
179,100	215,400	251,300	281,400
180,700	217,000	252,800	283,400
182,200	218,600	254,500	285,300
183,700	220,200	256,200	287,200
185,200	221,800	257,900	289,100
186,800	223,400	259,600	291,100
188,100	225,100	261,400	293,000
189,400	226,800	263,200	294,900
190,700	228,500	265,000	296,800
192,100	230,300	266,600	298,600
193,500	231,900	268,400	300,400
194,900	233,500	270,200	302,200
196,300	235,100	272,000	304,000
197,500	236,800	273,700	305,700
198,800	238,400	275,400	307,400
200,100	240,000	277,100	309,100
201,400	241,600	278,800	310,800
202,600	243,100	280,500	312,600
203,800	244,600	282,200	314,300
205,000	246,100	283,900	316,000
206,200	247,600	285,600	317,700
207,500	249,000	287,300	319,200
208,600	250,600	289,000	320,800
209,700	252,200	290,700	322,400
210,800	253,800	292,400	324,000
211,900	255,400	293,900	325,500
212,900	256,800	295,500	326,800
213,900	258,200	297,100	328,100
214,900	259,600	298,700	329,400
215,900	260,900	300,100	330,500
216,900	262,300	301,600	331,600
217,900	263,700	303,100	332,700
218,900	265,100	304,600	333,800
219,900	266,300	306,200	334,700
220,800	267,600	307,600	335,700
221,700	268,900	309,000	336,700
222,600	270,200	310,400	337,700
223,600	271,300	311,700	338,500
224,600	272,600	313,000	339,200
225,600	273,900	314,300	339,900
226,700	275,200	315,600	340,600

に改め、同別表医療職給料表(3)の項の表中

227,400	276,400	317,000	341,300
228,300	277,500	317,800	342,000
229,200	278,600	318,600	342,700
230,100	279,700	319,400	343,400
230,800	280,800	320,300	344,100
231,500	281,900	321,100	344,700
232,200	283,000	321,900	345,300
232,900	284,100	322,700	345,900
233,700	285,200	323,500	346,400
234,500	286,000	324,100	347,000
235,300	286,800	324,700	347,600
236,100	287,600	325,300	348,200
236,700	288,400	326,000	348,700
237,300	289,000	326,500	349,200
237,900	289,600	327,000	349,700
238,500	290,200	327,500	350,200
239,000	290,900	328,100	350,600
239,400	291,400	328,600	351,000
239,800	291,900	329,100	351,400
240,200	292,400	329,600	351,800
240,700	292,800	330,200	352,300
	293,100	330,600	352,700
	293,400	331,000	353,100
	293,700	331,400	353,500
	294,100	331,900	354,000
	294,400	332,300	354,400
	294,700	332,700	354,800
	295,000	333,100	355,200
	295,400	333,600	355,700
	295,700	334,000	356,100
	296,000	334,400	356,500
	296,300	334,800	356,900
	296,700	335,000	357,400
	297,000	335,400	357,800
	297,300	335,800	358,200
	297,600	336,200	358,600
	298,000	336,400	359,100
	298,300	336,800	359,500
	298,600	337,200	359,900
	298,900	337,600	360,300
	299,200	337,800	360,800
		338,200	
		338,600	
		339,000	
		339,200	
		339,600	
		340,000	
		340,400	
		340,600	

円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800

158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500
177,200	207,500	251,400	278,100
179,300	209,000	252,900	279,600
181,400	210,500	254,400	281,100
183,500	212,000	255,900	282,600
185,600	213,400	257,400	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000
194,300	220,000	263,900	290,400
195,600	221,700	265,500	292,200
196,900	223,400	267,100	294,000
198,200	225,100	268,700	295,800
199,400	226,900	270,300	297,400
200,700	228,400	271,900	299,100
202,000	229,900	273,500	300,800
203,300	231,400	275,100	302,500
204,600	232,900	276,700	304,000
205,900	234,400	278,200	305,600
207,200	235,900	279,700	307,200
208,500	237,400	281,200	308,800
209,900	238,800	282,800	310,400
211,300	240,200	284,300	312,000
212,700	241,600	285,800	313,600
214,100	243,000	287,300	315,200
215,300	244,300	288,900	316,800
216,700	245,700	290,500	318,300
218,100	247,100	292,100	319,800
219,500	248,500	293,700	321,300
220,900	249,900	295,100	322,800
222,400	251,400	296,600	324,300
223,900	252,900	298,100	325,800
225,400	254,400	299,600	327,300
226,700	255,900	301,000	328,600
228,200	257,500	302,400	330,000
229,700	259,100	303,800	331,400
231,200	260,700	305,200	332,800
232,600	262,400	306,700	334,300
234,000	264,000	308,100	335,700
235,400	265,600	309,500	337,100
236,800	267,200	310,900	338,500
238,300	268,800	312,300	339,700
239,700	270,400	313,700	341,100
241,100	272,000	315,100	342,500
242,500	273,600	316,500	343,900
243,900	275,200	317,700	345,100



245,300	276,700	319,000	346,400
246,700	278,200	320,300	347,700
248,100	279,700	321,600	349,000
249,400	281,300	322,900	350,200
250,900	282,800	324,200	351,400
252,400	284,300	325,500	352,600
253,900	285,800	326,800	353,800
255,200	287,100	327,900	354,800
256,500	288,600	329,100	355,900
257,800	290,100	330,300	357,000
259,100	291,600	331,500	358,100
260,500	292,900	332,800	359,100
261,800	294,300	334,000	360,200
263,100	295,700	335,200	361,300
264,400	297,100	336,400	362,400
265,500	298,600	337,600	363,300
266,800	299,900	338,800	364,100
268,100	301,200	340,000	364,900
269,400	302,500	341,200	365,700
270,500	303,600	342,300	366,500
271,600	304,900	343,400	367,100
272,700	306,200	344,500	367,700
273,800	307,500	345,600	368,300
274,700	308,600	346,700	369,000
275,800	309,800	347,700	369,600
276,900	311,000	348,700	370,200
278,000	312,200	349,700	370,800
279,100	313,500	350,800	371,300
280,100	314,700	351,600	371,900
281,100	315,900	352,400	372,500
282,100	317,100	353,200	373,100
283,100	318,300	354,000	373,600
284,100	319,100	354,700	374,100
285,100	319,900	355,400	374,600
286,100	320,700	356,100	375,100
287,200	321,400	356,600	375,700
288,100	322,100	357,100	376,200
289,000	322,800	357,600	376,700
289,900	323,500	358,100	377,200
290,700	324,000	358,700	377,800
291,500	324,600	359,200	378,300
292,300	325,200	359,700	378,800
293,100	325,800	360,200	379,300
293,800	326,200	360,800	379,900
294,300	326,700	361,300	380,400
294,800	327,200	361,800	380,900
295,300	327,700	362,300	381,400
295,800	328,200	362,800	382,000
296,200	328,600	363,300	382,500
296,600	329,000	363,800	383,000
297,000	329,400	364,300	383,500
297,400	329,800	364,800	384,100
297,800	330,200	365,300	
298,200	330,600	365,800	
298,600	331,000	366,300	
298,900	331,300	366,700	

を

299,300	331,700	367,200	
299,700	332,100	367,700	
300,100	332,500	368,200	
300,400	332,700	368,600	
300,800	333,100	369,100	
301,200	333,500	369,600	
301,600	333,900	370,100	
301,800	334,200	370,500	
302,200	334,600		
302,600	335,000		
303,000	335,400		
303,200	335,700		
303,600	336,100		
304,000	336,500		
304,400	336,900		
304,600	337,200		
305,000	337,600		
305,400	338,000		
305,800	338,400		
306,000	338,700		
306,400	339,100		
306,800	339,500		
307,200	339,900		
307,400	340,200		
307,800	340,600		
308,200	341,000		
308,600	341,400		
308,800	341,700		
309,200	342,100		
309,600	342,500		
310,000	342,900		
310,200	343,200		
310,500	343,600		
310,800	344,000		
311,100	344,400		
311,500	344,700		
311,800			
312,100			
312,400			
312,800			
313,100			
313,400			
313,700			
314,100			
314,400			
314,700			
315,000			
315,400			
315,700			
316,000			
316,300			
316,700			

円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900

156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000
164,800	198,300	242,200	265,500
166,500	199,700	243,600	266,900
168,100	201,100	245,000	268,500
169,700	202,500	246,400	270,100
171,200	203,900	247,700	271,700
173,200	205,400	249,000	273,300
175,200	206,900	250,300	274,900
177,200	208,400	251,600	276,500
179,400	209,800	252,800	278,100
181,500	211,300	254,200	279,600
183,600	212,800	255,600	281,100
185,700	214,300	256,900	282,600
187,800	215,700	258,200	284,200
190,000	217,400	259,600	285,800
192,200	219,100	261,000	287,400
194,400	220,800	262,400	289,000
196,500	222,300	263,900	290,400
197,800	224,000	265,500	292,200
199,100	225,700	267,100	294,000
200,400	227,400	268,700	295,800
201,600	229,200	270,300	297,400
202,900	230,700	271,900	299,100
204,200	232,200	273,500	300,800
205,500	233,700	275,100	302,500
206,800	235,200	276,700	304,000
208,100	236,600	278,200	305,600
209,400	238,000	279,700	307,200
210,700	239,400	281,200	308,800
212,100	240,700	282,800	310,400
213,500	242,000	284,300	312,000
214,900	243,300	285,800	313,600
216,300	244,600	287,300	315,200
217,500	245,800	288,900	316,800
218,900	247,100	290,500	318,300
220,300	248,400	292,100	319,800
221,700	249,700	293,700	321,300
223,100	251,000	295,100	322,800
224,600	252,400	296,600	324,300
226,100	253,800	298,100	325,800
227,600	255,200	299,600	327,300
228,900	256,600	301,000	328,600
230,300	258,100	302,400	330,000
231,700	259,500	303,800	331,400
233,100	260,900	305,200	332,800
234,400	262,400	306,700	334,300
235,700	264,000	308,100	335,700
237,000	265,600	309,500	337,100
238,300	267,200	310,900	338,500
239,700	268,800	312,300	339,700
241,000	270,400	313,700	341,100

242,300	272,000	315,100	342,500
243,600	273,600	316,500	343,900
244,900	275,200	317,700	345,100
246,200	276,700	319,000	346,400
247,500	278,200	320,300	347,700
248,800	279,700	321,600	349,000
250,000	281,300	322,900	350,200
251,300	282,800	324,200	351,400
252,700	284,300	325,500	352,600
254,100	285,800	326,800	353,800
255,200	287,100	327,900	354,800
256,500	288,600	329,100	355,900
257,800	290,100	330,300	357,000
259,100	291,600	331,500	358,100
260,500	292,900	332,800	359,100
261,800	294,300	334,000	360,200
263,100	295,700	335,200	361,300
264,400	297,100	336,400	362,400
265,500	298,600	337,600	363,300
266,800	299,900	338,800	364,100
268,100	301,200	340,000	364,900
269,400	302,500	341,200	365,700
270,500	303,600	342,300	366,500
271,600	304,900	343,400	367,100
272,700	306,200	344,500	367,700
273,800	307,500	345,600	368,300
274,700	308,600	346,700	369,000
275,800	309,800	347,700	369,600
276,900	311,000	348,700	370,200
278,000	312,200	349,700	370,800
279,100	313,500	350,800	371,300
280,100	314,700	351,600	371,900
281,100	315,900	352,400	372,500
282,100	317,100	353,200	373,100
283,100	318,300	354,000	373,600
284,100	319,100	354,700	374,100
285,100	319,900	355,400	374,600
286,100	320,700	356,100	375,100
287,200	321,400	356,600	375,700
288,100	322,100	357,100	376,200
289,000	322,800	357,600	376,700
289,900	323,500	358,100	377,200
290,700	324,000	358,700	377,800
291,500	324,600	359,200	378,300
292,300	325,200	359,700	378,800
293,100	325,800	360,200	379,300
293,800	326,200	360,800	379,900
294,300	326,700	361,300	380,400
294,800	327,200	361,800	380,900
295,300	327,700	362,300	381,400
295,800	328,200	362,800	382,000
296,200	328,600	363,300	382,500
296,600	329,000	363,800	383,000
297,000	329,400	364,300	383,500
297,400	329,800	364,800	384,100
297,800	330,200	365,300	

に改める。

298,200	330,600	365,800	
298,600	331,000	366,300	
298,900	331,300	366,700	
299,300	331,700	367,200	
299,700	332,100	367,700	
300,100	332,500	368,200	
300,400	332,700	368,600	
300,800	333,100	369,100	
301,200	333,500	369,600	
301,600	333,900	370,100	
301,800	334,200	370,500	
302,200	334,600		
302,600	335,000		
303,000	335,400		
303,200	335,700		
303,600	336,100		
304,000	336,500		
304,400	336,900		
304,600	337,200		
305,000	337,600		
305,400	338,000		
305,800	338,400		
306,000	338,700		
306,400	339,100		
306,800	339,500		
307,200	339,900		
307,400	340,200		
307,800	340,600		
308,200	341,000		
308,600	341,400		
308,800	341,700		
309,200	342,100		
309,600	342,500		
310,000	342,900		
310,200	343,200		
310,500	343,600		
310,800	344,000		
311,100	344,400		
311,500	344,700		
311,800			
312,100			
312,400			
312,800			
313,100			
313,400			
313,700			
314,100			
314,400			
314,700			
315,000			
315,400			
315,700			
316,000			
316,300			
316,700			

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表給料月額欄中「329,000」を「330,000」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

---

山形県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第9号

山形県部設置条例の一部を改正する条例

山形県部設置条例（昭和34年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを八とし、ホからチまでを削り、同号リ中「消費者保護」を「消費者の利益の擁護及び増進」に改め、同号中リを二とし、又をホとし、同条第6号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 県土利用に関する事項

第2条中第6号を第7号とし、同条第5号中ロを削り、ハをロとし、同号二中「開拓及び入植」を削り、同号中ニを八とし、同条を同条第6号とし、同条中第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政策推進部

- イ 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
- ロ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- ハ 地域振興に関する事項
- ニ 情報化の推進に関する事項
- ホ 統計に関する事項

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
（山形県固定資産評価審議会条例の一部改正）
- 2 山形県固定資産評価審議会条例（昭和37年10月県条例第50号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「総務部」を「政策推進部」に改める。  
（山形県土地利用審査会条例の一部改正）
- 3 山形県土地利用審査会条例（昭和49年10月県条例第52号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「総務部」を「土木部」に改める。  
（山形縣市町村合併推進審議会条例の一部改正）
- 4 山形縣市町村合併推進審議会条例（平成17年7月県条例第75号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「総務部」を「政策推進部」に改める。

---

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第10号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正す

る。

第2条第1項の表第3項市町村の欄を次のように改める。

鶴岡市、酒田市及び遊佐町

第2条第1項の表第5項市町村の欄中「及び天童市」を「、天童市及び川西町」に改め、同表第14項市町村の欄中「山形市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、東根市、」を「新庄市及び尾花沢市以外の市並びに」に、「河北町」を「河北町、西川町」に、「及び小国町」を「、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町及び庄内町」に改め、同表第15項市町村の欄中「酒田市」を「鶴岡市、酒田市」に、「及び高畠町」を「、南陽市、高畠町及び川西町」に、「高畠町を」を「南陽市、高畠町及び川西町を」に改め、同表第16項市町村の欄中「組合」を「組合、区画整理会社」に改め、同表第17項事務の欄中第53号を第54号とし、第17号から第52号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 法第28条第8項の規定による事業報告書等の受理

第2条第1項の表第29項事務の欄第60号中「第124条第2項」を「第124条第3項」に改め、同表第34項市町村の欄を次のように改める。

山形市、河北町及び庄内町

#### 附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第16項及び第29項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において改正後の第2条第1項の規定により市町の長が執行することとなる事務(同項の表第3項に掲げるもの(鶴岡市及び遊佐町の区域に係るものに限る。)、同表第5項に掲げるもの(川西町の区域に係るものに限る。)、同表第14項に掲げるもの(米沢市、鶴岡市、上山市、天童市、南陽市、西川町、川西町、白鷹町、飯豊町及び庄内町の区域に係るものに限る。)、同表第15項に掲げるもの(鶴岡市、南陽市及び川西町の区域に係るものに限る。)、同表第17項第17号に掲げるもの及び同表第34項に掲げるもの(河北町及び庄内町の区域に係るものに限る。))に係るものは、施行日以後においては、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第11号

公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員等の派遣等に関する条例(平成13年12月県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に」を「法第2条第1項各号に」に改め、同項各号を削る。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第12号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「100分の20」を「100分の22」に、「100分の10.5」を「100分の12.5」に、「100分の3.25」を「100分の5.25」に改める。

第2条中「100分の3.25」を「100分の5.25」に改める。

第3条中「特例期間」を「平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間」に、「100分の13」を「100分の18」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第13号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第215号の3を第215号の7とし、第215号の2を第215号の6とし、第215号の次に次の4号を加える。

(215)の2 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく 医薬品登録販売者試験 17,600円  
医薬品の販売又は授与に必要な資質を確認するための試験の実施 手数料

(215)の3 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく 医薬品販売従事登録申 10,000円  
医薬品の販売又は授与に係る登録の申請に対する 請手数料  
審査

(215)の4 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく 医薬品販売従事登録証 3,100円  
医薬品の販売又は授与に係る登録に関する証明書 書換え交付手数料  
の書換え交付

(215)の5 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく 医薬品販売従事登録証 3,300円  
医薬品の販売又は授与に係る登録に関する証明書 再交付手数料  
の再交付

第2条第1項第231号中「1事業所につき12,000円」を「情報1件（次号の表の備考に規定する場合には当該複数の介護サービスに係る情報を1件の情報とみなし、同一の介護サービス事業者が介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を密接な連携を確保しつつ別の場所で運営している場合には当該介護老人福祉施設及び当該地域密着型介護老人福祉施設で提供される介護サービスに係る情報を1件の情報とみなす。）につき10,000円」に改め、同項第232号中「1事業所につき37,000円」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額」に改め、同号に次の表を加える。

区分	金額
イ 居宅サービス、地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）、介護予防サービス及び地域	情報1件につき30,000円



密着型介護予防サービスに係るもの	
□ 居宅介護支援に係るもの	情報1件につき28,000円
八 地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）及び施設サービスに係るもの	情報1件につき32,000円
<p>備考 次の各号のいずれかに掲げる複数の介護サービスを行う事業が、同一の介護サービス事業者により同一の事業所又は同一の施設（施設に事業所が併設されている場合における当該事業所を含む。）において一体的に運営されている場合にあっては、当該複数の介護サービスに係る情報を当該複数の介護サービスに係る手数料のうち最も高額となる介護サービスに係る1件の情報とみなす。</p> <p>(1) 訪問介護及び介護予防訪問介護</p> <p>(2) 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護</p> <p>(3) 訪問看護及び介護予防訪問看護</p> <p>(4) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>(5) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(6) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(7) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護</p> <p>(8) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護</p> <p>(9) 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>(10) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(11) 次に掲げる介護サービスの全部又は一部及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービス</p> <p>イ 短期入所生活介護</p> <p>□ 介護予防短期入所生活介護</p> <p>(12) 次に掲げる介護サービスの全部又は一部及び介護保健施設サービス又は介護療養施設サービス</p> <p>イ 短期入所療養介護</p> <p>□ 介護予防短期入所療養介護</p>	

第2条第1項第302号中「31,000円」を「36,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第14号

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「である土地」を削り、「これに地上権」を「行政財産である土地に地上権若しくは地役権」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第15号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成14年7月県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。)」を「いう。)」第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務に関する事項、同条第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務に関する事項、同項の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供に関する事項、法」に、「同法」を「法」に改める。

第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(本人確認情報を利用することができる事務)

第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)

第3条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関は、別表第2の左欄に掲げる執行機関とし、同項に規定する条例で定める事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる事務とする。

(本人確認情報の提供方法)

第4条 法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

- 1 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による県税に係る犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定による母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による開発行為の許可、開発行為の許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等の許可又は開発行為の許可に基づく地位の承継の承認に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定による鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等の許可、指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可若しくは特定猟具使用制限区域内における鳥獣の捕獲等の承認又は同法に規定する狩猟免状若しくは狩猟者登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 県吏員の恩給等に関する条例(昭和27年3月県条例第1号)の規定による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の規定による県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 山形県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年10月県条例第56号)の規定による修学資金の貸

与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

- 8 山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の規定による屋外広告業の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）の規定による浄化槽保守点検業の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の規定による産業廃棄物税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2

執行機関	事務
教育委員会	1 山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）の規定による授業料又は受講料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	2 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）の規定による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
	3 山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）の規定による奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第16号

山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例

（目的）

第1条 この条例は、飲酒運転を撲滅するため、県民の意識の高揚を図り、県、県民及び事業者が一体となった取組を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飲酒運転 酒気を帯びた者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号に規定する自転車等の軽車両（以下「自動車等」という。）を運転する行為をいう。

(2) 事業者 県内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

（県の責務）

第3条 県は、飲酒運転を撲滅するための施策を総合的かつ体系的に推進する責務を有する。

(公職にある者の率先垂範)

第4条 公職にある者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する者をいう。)及びこれに準ずる者は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、飲酒運転が運転者の正常な判断を誤らせ、重大事故の原因となるものであることを自覚し、日頃から一人ひとりが飲酒運転をしない、させないという強い意思をもって、家庭や地域において飲酒運転の撲滅に自主的に取り組むものとする。

2 県民は、県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、日頃から飲酒運転をしない、させない、許さないことを徹底し、従業員等に対し、飲酒運転の撲滅のための教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努めるものとする。

(行政の役割)

第7条 県は、県民及び事業者の飲酒運転の撲滅に向けた主体的な活動を促進するとともに、飲酒運転の撲滅のための施策の推進に当たって、関係団体及び市町村と十分な連携を図るものとする。

2 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、家庭や地域における飲酒運転の撲滅のための取組を一層促進するとともに、当該市町村区域内の実情に応じた飲酒運転の撲滅のための施策を実施するよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第8条 県は、飲酒運転の検挙者数及び事故件数、県民及び事業者の取組の状況その他の飲酒運転の撲滅のための情報を積極的に提供するとともに、県民及び事業者が自覚を持って飲酒運転の撲滅に取り組めるよう、飲酒運転の撲滅のための普及啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(特定の事業者の努力義務)

第9条 旅客自動車運送事業を営業者、貨物自動車運送事業を営業者その他の自動車等を運行することを主たる事業とする事業者は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認するよう努めるものとする。

2 酒類を提供する飲食店を営む者、酒類販売業者その他の酒類を取り扱う者及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で有料のものを所有し、又は管理する者は、利用者に見えやすい場所に飲酒運転の撲滅を呼びかける文書等を掲示する等、飲酒運転の撲滅のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 タクシー事業者、自動車運転代行業者その他の飲酒運転を防止する手段となり得る事業を営む者は、飲酒運転の撲滅に向け、自らの事業の活用促進のための広報活動の充実などに努めるものとする。

(再発防止)

第10条 県は、飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害者等の支援体制)

第11条 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に応じるなど適切に対応するものとする。

2 県は、飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等に対して援助を行う団体の活動が促進されるよう、情報の提供等に十分配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県社会貢献活動促進基金条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第17号

山形県社会貢献活動促進基金条例

（設置）

第1条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援、これらの団体を社会全体で支える気運の醸成その他の社会貢献活動の促進に関する施策を実施するため、山形県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県県民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第18号

山形県県民会館条例の一部を改正する条例

山形県県民会館条例（昭和39年3月県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「会館」を「会館の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）」に改める。

第3条第1項中「、会館」を「、施設等」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「とき」を「と認めるとき」に改め、同項第2号中「備付けの物件」を「設備」に、「とき」を「と認めるとき」に改める。

第4条の見出しを「（使用の許可の取消し等）」に改め、同条中「前条」を「第2条第1項」に、「者」を「者（以下「使用者」という。）」に、「一に」を「いずれかに」に、「と認めるとき、その他会館の管理上特に必要があると認めるときは」を「ときは、当該許可を取り消し」に、「使用を停止し、又は当該許可を取り消す」を「又は施設等の使用の停止を命じる」に改め、同条第1号中「使用の許可」を「当該許可」に改め、同条第2号中「許可」を「当該許可」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他会館の管理上特に必要があると認めるとき。

第5条中「第3条の規定による許可を受けた者」を「使用者」に、「備付けの物件」を「設備」に改める。

第6条を第13条とし、第5条の次に次の7条を加える。

(使用料の徴収等)

第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が会館の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなつたときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者)

第8条 会館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、会館の管理を行うものとする。

(1) 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとすること。ただし、午後5時以降の使用者がいないときは、午前9時から午後5時までとすることができる。

(2) 会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とすること。

(3) その他会館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて会館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 会館の運営に関する業務

(3) 第2条第1項の規定による施設等の使用の許可に関する業務

(4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 第8条の規定により指定管理者が会館の管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条 第8条の規定により指定管理者が会館の管理を行う場合にあつては、使用者は、施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなつたときその他指定管理者が相当の理由があると認めるとき

は、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表

1 施設

区分	1時間当たりの金額
ホール	12,100円
地下講堂	1,150円
会議室	510円
展示室	510円

備考

- 1 使用者が入場料金(いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。)を領収する場合において、入場料金の額が300円を超え1,000円以下のときはこの表に掲げる額の1.5倍に相当する額、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超え5,000円以下のときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.5倍に相当する額とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあつても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 4 浴室を使用する場合は、この表に掲げる額に430円を加算した額とする。
- 5 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に70円に持込み器具等の定格消費電力の総計(キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)を乗じた額を加算した額とする。
- 6 この表に掲げる施設(展示室を除く。)の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に次の表に掲げる額を加算した額とする。

区分	金額	
	冷房	暖房
ホール	4,600円	4,600円
地下講堂		510円
会議室	120円	190円

2 設備

区分	1時間当たりの金額
舞台設備	2,560円
ピアノ	3,410円
映写設備	2,560円
音響設備	1,280円
照明設備	940円

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

## （山形県県民会館使用料条例の廃止）

- 2 山形県県民会館使用料条例（昭和37年3月県条例第10号）は、廃止する。

## （準備行為）

- 3 山形県県民会館の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第19号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表

項目		単位	金額
食品検査	成分規格検査	1件	14,110 <sup>円</sup>
	定性分析試験	1成分	7,640
	定量分析試験	〃	45,590
	微生物学的検査	1種目	6,820
環境検査	土壌底質等検査	1成分	47,980



	微生物学的検査	1種目	6,820	
水質検査	定量分析試験	1成分	35,060	
	微生物学的検査	1種目	6,820	
温泉分析試験		1件	68,430	
医薬品、医薬部外品、化粧品、劇毒物、衛生材料等試験	日本薬局方及び医薬品製造承認書等による規格試験	性状試験	〃	1,550
		示性値測定試験	1項目	2,370
		確認試験	〃	4,380
		純度試験	〃	6,160
		定量試験	1件	42,130
		乾燥減量試験	〃	2,100
		強熱残分試験	〃	2,680
		その他の試験	1項目	6,950
	定性分析試験	1成分	8,070	
	定量分析試験	〃	12,530	
	微生物学的検査	1件	6,400	
温泉小、中分析試験成績書の謄本の交付		1通	4,400	
診断書、成績書の謄本、証明書等の交付		〃	840	

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第20号

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県医師修学資金貸与条例（平成17年7月県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県又は」を「県若しくは」に、「含む。」を「含む。）又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第21号

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第116条第1項の規定により、山形県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、山形県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(拠出率)

第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項の規定により定める割合は、1,000分の0.8とする。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第5条 法第116条第7項に規定する収入は、一般会計歳入歳出予算に計上する。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、法第116条第1項各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第22号

山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例

山形県国民健康保険調整交付金交付条例(平成17年10月県条例第99号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「一般被保険者(退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。)」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「)の規定による医療費拠出金」を「。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金」に、「から法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を「(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「（平成17年度の特例）」を付する。

附則に次の2項を加える。

（退職被保険者等所属市町村の特例）

- 3 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村に対する第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者（法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。）」と、「納付に要する費用の額」とあるのは「納付に要する費用の額から、法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とする。

（病床転換支援金を納付した市町村の特例）

- 4 高齢者医療確保法附則第7条第1項に規定する病床転換支援金を納付した市町村に対する第2条第2項第1号（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第2条第2項第1号の規定は、平成20年度分の山形県国民健康保険調整交付金から適用する。
- 2 市町村が健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第53条第1項に規定する医療費拠出金を納付したときは、当該納付に要した費用の額から改正法第13条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額については、改正後の第2条第2項第1号の規定にかかわらず、山形県国民健康保険調整交付金の算定の基礎となる額を含むものとする。

山形県子ども館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第23号

山形県子ども館条例の一部を改正する条例

山形県子ども館条例（平成4年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県子ども館」を「山形県子ども館（以下「子ども館」という。）」に改める。

第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第2条 子ども館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、子ども館の管理を行うものとする。

(1) 1日当たりの開館時間は、7時間30分以上とすること。

(2) 休館日は、年間60日以下とすること。

(3) その他子ども館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて子ども館の開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に子ども館を開館し、又は休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) こども館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) こども館の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども館の管理に関し知事が必要と認める業務

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県こども館の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第24号

山形県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

山形県福祉のまちづくり条例（平成11年10月県条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県みんなにやさしいまちづくり条例

目次中「第22条」を「第22条・第22条の2」に、「第5章 住宅の整備（第23条）」を「第5章 住宅の整備（第23条）」に改める。

第5章の2 特別特定建築物に追加する特定建築物等（第23条の2・第23条の3）」

第1条中「福祉のまちづくり」を「、ユニバーサルデザインの考え方（障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害をいう。）の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が円滑に生活を営むことができるようあらかじめ配慮する考え方をいう。）に基づくみんなにやさしいまちづくり」に、「ことに」を「とともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項を定めることに」に、「を含む」を「及び要配慮者を含む」に、「県民が」を「人が」に改める。

第2条第1号中「福祉のまちづくり」を「みんなにやさしいまちづくり」に、「が施設、サービス等を円滑に利用できる」を「及び要配慮者が円滑に施設及びサービスを利用し、並びに情報を取得し、及び利用することができる」に改め、同条第2号中「（昭和45年法律第84号）」を削り、「行動上の」を「身体の機能の支障（一時的なものを含む。）により」に改め、同条第4号中「が日常生活」を「及び要配慮者が日常生活」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要配慮者 高齢者、障がい者等以外の者で言語上の困難その他の理由により日常生活又は社会生活において円滑に行動することに支障があるため配慮を要するものをいう。

第3条及び第4条中「福祉のまちづくり」を「みんなにやさしいまちづくり」に改める。

第5条中「福祉のまちづくり」を「総合的かつ長期的な視点に立って、みんなにやさしいまちづくり」に、「総合的かつ長期的な施策を策定し、及び実施する」を「施策を実施し、及び当該施策の実施状況を検証する」に改める。

第6条の見出しを「（基本方針等）」に改め、同条中「福祉のまちづくり」を「みんなにやさしいまちづくり」に改め、同条第2号中「が自らの意思で自由にあらゆる分野の活動に参加する」を「及び要配慮者が円滑に日常生活又は社会生活を営む」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 知事は、みんなにやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。
- 3 知事は、推進指針を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前項の規定は、推進指針の変更について準用する。

第7条の見出しを「（啓発活動等）」に改め、同条中「福祉のまちづくり」を「みんなにやさしいまちづくり」に、「教育活動」を「学習機会の提供」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する者と連携を図りながら、児童及び生徒がみんなにやさしいまちづくりについて理解を深め、及び思いやりのある心をはぐくむよう、教育の充実に努めるものとする。

第8条及び第9条中「福祉のまちづくり」を「みんなにやさしいまちづくり」に改める。

第11条中「が円滑に」を「及び要配慮者が円滑に」に改める。

第12条中「福祉のまちづくり」を「みんなにやさしいまちづくり」に改める。

第13条中「が円滑に」を「及び要配慮者が円滑に」に改める。

第14条中「以下」を「用途の変更をして生活関連施設にすることを含む。以下」に改める。

第15条及び第22条中「が円滑に」を「及び要配慮者が円滑に」に改める。

第4章中第22条の次に次の1条を加える。

（公共工作物の整備）

第22条の2 信号機その他の公共の用に供する工作物のうち規則で定めるものを所有し、又は管理する者は、当該工作物について、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

第23条中「が円滑に」を「及び要配慮者が円滑に」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 特別特定建築物に追加する特定建築物等

（特別特定建築物に追加する特定建築物）

第23条の2 法第14条第3項に規定する条例で定める特定建築物は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校とする。

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の建築の規模）

第23条の3 法第14条第3項に規定する条例で定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号、第2号及び第8号から第10号までに掲げるもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設その他これに類するものを除く。）に限る。）の建築の規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計1,000平方メートルとする。

第24条第2項中「による」を「及び要配慮者による」に改める。

第25条中「が生活関連施設」を「及び要配慮者が生活関連施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の次に1章を加える改正規定は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第23条の2及び第23条の3の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に工事に着手した建築物について適用し、同日前に工事に着手した建築物については、なお従前の例による。

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第39項事務の欄中「山形県福祉のまちづくり条例」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に改める。

---

山形県牧野条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第25号

山形県牧野条例を廃止する条例

山形県牧野条例（昭和50年3月県条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第26号

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和31年7月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中 「

50円
-----

」 を 「

70円
-----

」 に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第27号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山形県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和36年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表基幹水利施設補修事業の項の次に次のように加える。

基幹水利施設ストックマネジメント事業	0.25
--------------------	------

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第28号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第29号

山形県特定優良賃貸住宅条例を廃止する条例

山形県特定優良賃貸住宅条例（平成4年3月県条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第30号

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第19条の前の見出しを「（入居者の保管義務等）」に改め、同条の次に次の1号を加える。

第19条の2 入居者は、周辺の生活環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第24条第1項中「入居者が」を削り、「一に」を「いずれかに」に、「当該入居者」を「入居者」に改め、同項第1号中「不正」を「入居者が不正」に改め、同項第2号中「家賃」を「入居者が家賃」に改め、同項第3号中「県営住宅」を「入居者が県営住宅」に改め、同項第4号中「第19条」を「入居者が第19条」に改め、同項第5号中「正当な」を「入居者が正当な」に改め、同項第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第24条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第5項中「第1項第6号」を「第1項第7号」に改める。

第26条の3第2項中「第19条」を「第19条の2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第4号及び第24条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日以後に入居の申込みをした者について適用し、同日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第31号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護 教員	栄養 教諭	寄宿舍 指導員	実習 助手	事務 職員	技術 職員	その他 の職員	計
小学校 中学校	人 6,731	人 441	人 12	人	人	人 443	人	人 66	人 7,693
特別支 援学校	650	17		119	19	40		78	923
高等学校	2,039	61		3	192	168	13	172	2,648

## 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第32号

診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

（山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第1条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療の項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改め、同表保険診療以外の療養等の項受託検査及びレントゲン撮影料の項中「及び第4部」を「、第4部及び第13部」に改める。

（山形県精神保健福祉センター条例の一部改正）

第2条 山形県精神保健福祉センター条例（昭和47年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改める。

（山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部改正）

第3条 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改める。

（山形県立病院料金条例の一部改正）

第4条 山形県立病院料金条例（平成14年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療の項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改める。

## 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。